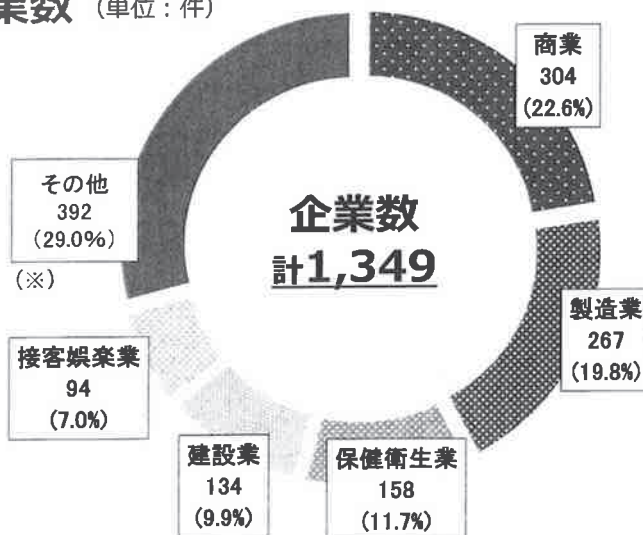


## 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成28年度分）

## ① 業種別の企業数（単位：件）

1企業当たりの  
支払われた割増  
賃金額の平均額  
943万円

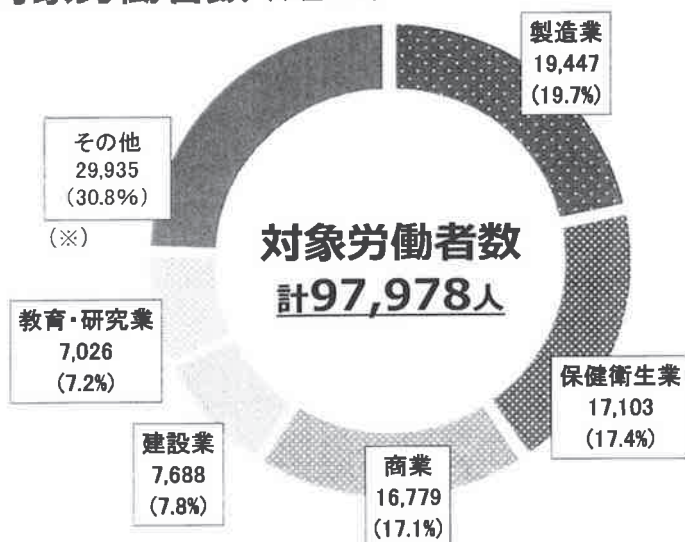


(※) その他の内訳

運輸交通業	85	(6.3%)
教育・研究業	63	(4.7%)
金融・広告業	33	(2.4%)
清掃・と畜業	22	(1.6%)
映画・演劇業	9	(0.7%)
貨物取扱業	6	(0.4%)
畜産・水産業	5	(0.4%)
通信業	4	(0.3%)
鉱業	2	(0.1%)
官公署	2	(0.1%)
農林業	1	(0.1%)
その他の事業	160	(11.9%)

## ② 業種別の対象労働者数（単位：人）

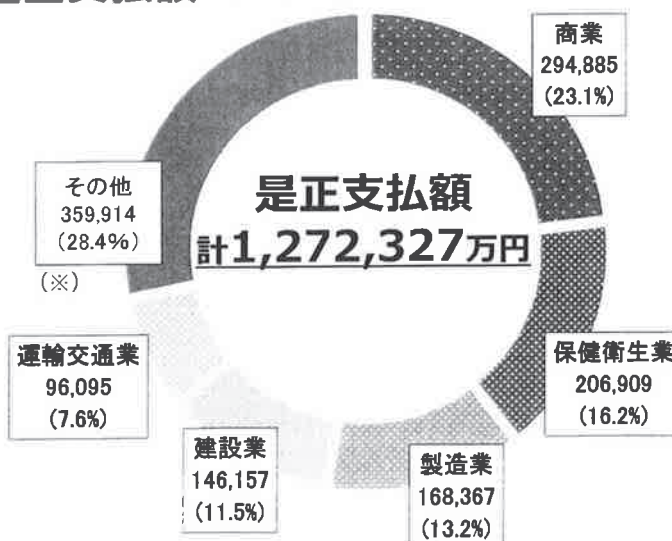
労働者1人当たり  
の支払われた割増  
賃金額の平均額  
13万円



(※) その他の内訳

金融・広告業	5,613	(5.7%)
運輸交通業	5,448	(5.6%)
接客娯楽業	2,173	(2.2%)
清掃・と畜業	581	(0.6%)
通信業	256	(0.3%)
畜産・水産業	215	(0.2%)
貨物取扱業	207	(0.2%)
映画・演劇業	192	(0.2%)
鉱業	41	(0.1%)
官公署	30	(0.1%)
農林業	4	(0.1%)
その他の事業	15,175	(15.5%)

## ③ 業種別の是正支払額（単位：万円）

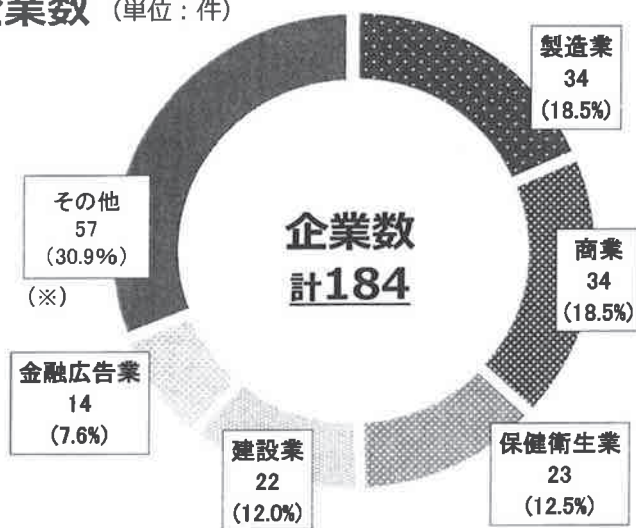


(※) その他の内訳

教育・研究業	84,605	(6.6%)
金融・広告業	62,197	(4.9%)
接客娯楽業	30,017	(2.4%)
清掃・と畜業	7,691	(0.6%)
映画・演劇業	4,897	(0.4%)
官公署	2,810	(0.2%)
貨物取扱業	1,836	(0.1%)
畜産・水産業	1,635	(0.1%)
通信業	1,403	(0.1%)
農林業	246	(0.1%)
鉱業	236	(0.1%)
その他の事業	162,341	(12.8%)

# 1,000万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成28年度分）

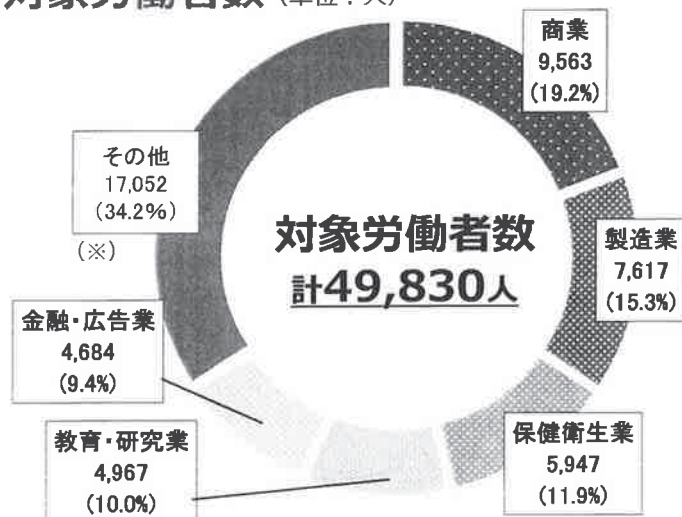
## ① 業種別の企業数（単位：件）



(※) その他の内訳

教育・研究業	12	(6.5%)
運輸交通業	6	(3.3%)
接客娯楽業	4	(2.2%)
清掃・と畜業	2	(1.1%)
映画・演劇業	1	(0.5%)
官公署	1	(0.5%)
その他の事業	31	(16.8%)

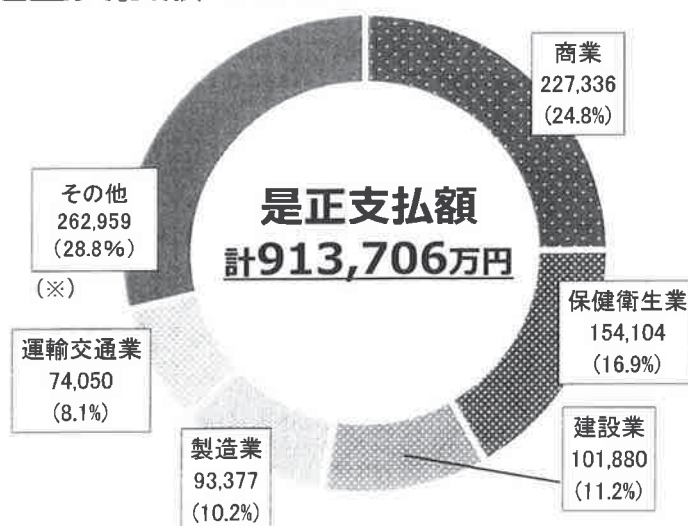
## ② 業種別の対象労働者数（単位：人）



(※) その他の内訳

運輸交通業	3,501	(7.0%)
建設業	3,274	(6.6%)
接客娯楽業	164	(0.3%)
清掃・と畜業	112	(0.2%)
映画・演劇業	59	(0.1%)
官公署	15	(0.1%)
その他の事業	9,927	(19.9%)

## ③ 業種別の是正支払額（単位：万円）



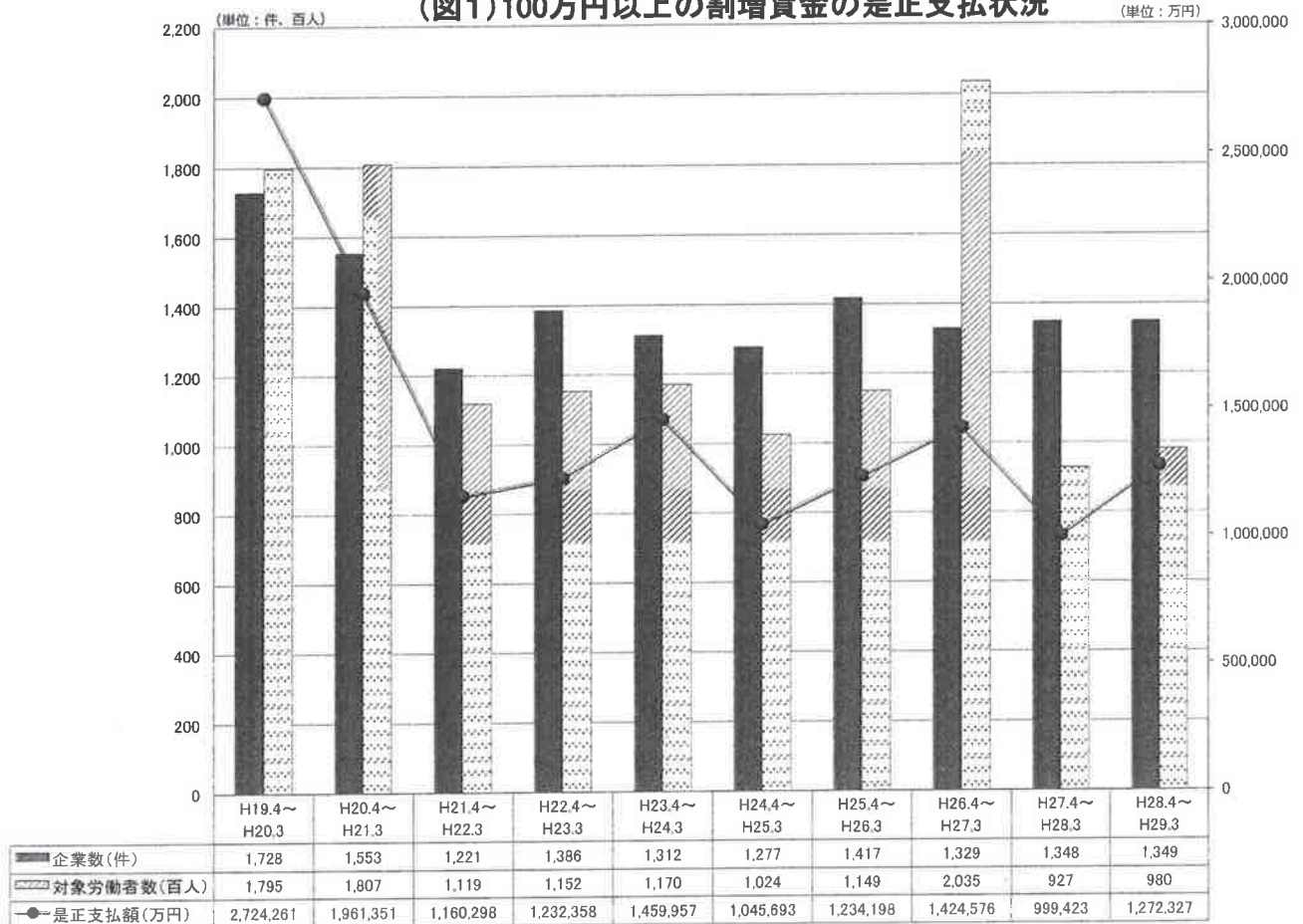
(※) その他の内訳

教育・研究業	67,918	(7.4%)
金融・広告業	55,280	(6.1%)
接客娯楽業	8,017	(0.9%)
清掃・と畜業	3,344	(0.4%)
映画・演劇業	2,186	(0.2%)
官公署	1,822	(0.2%)
その他の事業	124,392	(13.6%)

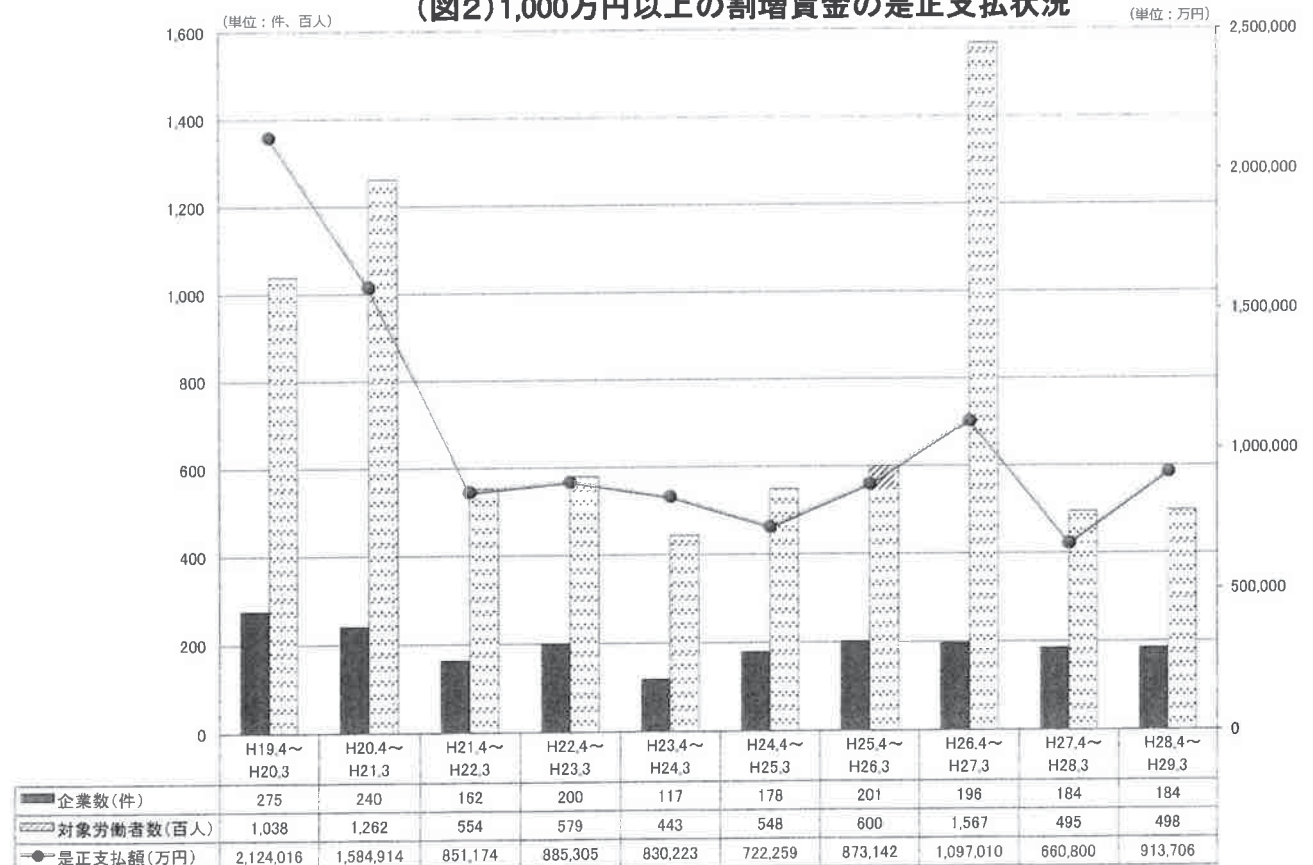
(注) 対象事業は、労基署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払いに係る指導を行った結果、平成28年4月から平成29年3月までの間に1企業で合計100万円及び1,000万円以上の割増賃金の支払いがなされたもの

## 100万円以上及び1,000万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去10年分）

(図1) 100万円以上の割増賃金の是正支払状況



(図2) 1,000万円以上の割増賃金の是正支払状況



11 労働審判事件

(1) 地方裁判所における労働審判事件の新受件数・既済件数

2006年4月から労働審判制度が施行された。この手続は、個別労働関係民事紛争を対象として、裁判官1名に労使専門家各1名の計3名で構成される労働審判委員会が、手続の中に調停を組み込み、3回以内の期日での迅速・集中的な解決を実現しようとするものである。

労働審判事件の新受件数は、制度施行から2009年まで増加し2010年以降ほぼ横ばいとなっている。

資料2-2-1-22 労働審判事件の新受件数  
—事件の種類別— (地方裁判所)

(単位: 件)

項目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
金銭を目的とするもの以外	1,814	1,818	1,720	1,591	1,634
地位確認(解雇等)	1,747	1,735	1,670	1,529	1,567
その他	67	83	50	62	67
金銭を目的とするもの	1,772	1,901	1,958	1,825	2,045
賃金・手当等(解雇予告手当含む)	1,179	1,255	1,456	1,342	1,559
退職金	162	170	114	96	105
その他	431	476	388	387	381
合計	3,586	3,719	3,678	3,416	3,679

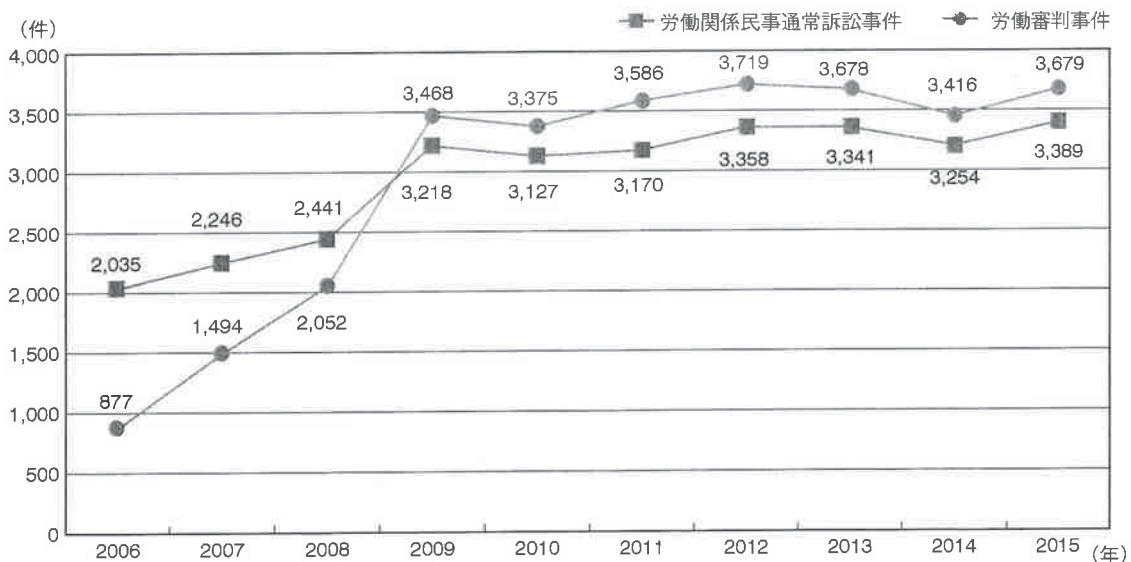
資料2-2-1-23 労働審判事件の既済件数  
—終局事由別— (地方裁判所)

(単位: 件)

項目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
労働審判	641 (18.2%)	643 (17.4%)	650 (18.0%)	633 (18.6%)	614 (16.7%)
異議申立てあり	391 (61.0%)	382 (59.4%)	396 (60.9%)	357 (56.4%)	372 (60.6%)
異議申立てなし	250 (39.0%)	261 (40.6%)	254 (39.1%)	276 (43.6%)	242 (39.4%)
調停成立	2,502 (71.2%)	2,609 (70.6%)	2,528 (70.0%)	2,314 (67.9%)	2,497 (68.0%)
24条終了	119 (3.4%)	164 (4.4%)	159 (4.4%)	150 (4.4%)	193 (5.3%)
取下げ	227 (6.5%)	256 (6.9%)	260 (7.2%)	292 (8.6%)	340 (9.3%)
却下・移送等	24 (0.7%)	25 (0.7%)	15 (0.4%)	19 (0.6%)	30 (0.8%)
合計	3,513 (100.0%)	3,697 (100.0%)	3,612 (100.0%)	3,408 (100.0%)	3,674 (100.0%)

- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。  
 2. 「異議申立てなし」には、2016年7月27日集計日現在、異議申立ての有無が確認できないものを含む。  
 3. 「異議申立て」欄に記載の割合は、労働審判で終了した事件数に対する、異議申立ての有無の割合である。  
 4. 「24条終了」については、資料2-2-1-25の注記参照。  
 5. 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%と一致しない場合がある。

資料2-2-1-24 労働関係事件の新受件数の推移 (地方裁判所)



【注】 数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。